様式第四の二中

「

損害保険料																					

」を

「

損害保険料																					
原子力損害賠償支援機構一般負担金																					

」に

改める。

様式第七中

「

損害保険料																					

」を

「

損害保険料																					
原子力損害賠償支援機構一般負担金																					

」に

改める。

様式第七の二中

「

損害保険料																					

」を

「

損害保険料																					
原子力損害賠償支援機構一般負担金																					

」に

改める。

（卸供給料金算定規則の一部改正）

第四条　卸供給料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「損害保険料」の下に「原子力損害賠償支援機構一般負担金」を加え、同条第二項第二号中「損害保険料」の下に「原子力損害賠償支援機構一般負担金」を加える。

様式第一の第一表中

「

損害保険料	

」を

「

損害保険料	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	

」に

改める。

様式第二の第一表中

「

損害保険料		

」を

「

損害保険料		
原子力損害賠償支援機構一般負担金		

」に

改める。

様式第二の第一表の項目別明細表(3)損害保険料の表の次に次の一表を加える。

［原子力損害賠償支援機構一般負担金］　（単位：千円）

項　　目	至近実績			年度	原価算定期間	算定根拠	備　考
	年度	年度	年度実績見込額				
原子力損害賠償支援機構一般負担金							

別表第一の第一表中

「

賃借料	借地借家料	他人の資産を使用する場合の使用料、賃借料等を整理する。ただし「再処理費」に整理されるものを除く(以下「賃借料」において同じ。)。

」を

「

賃借料	借地借家料	他人の資産を使用する場合の使用料、賃借料等を整理する。ただし「再処理等費」に整理されるものを除く（以下「賃借料」において同じ。)。

」に、

「

損害保険料	法定保険料	原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定による保険料(「再処理費」に整理されるものを除く。)及び原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年法律第148号）の規定による補償料(「再処理費」に整理されるものを除く。)を整理する。
	その他保険料	火災保険、運送保険等損害保険契約に基づいて支払う保険料を整理する。

」を

「

損害保険料	法定保険料	原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定による保険料(「再処理等費」に整理されるものを除く。)及び原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年法律第148号）の規定による補償料(「再処理等費」に整理されるものを除く。)を整理する。
	その他保険料	火災保険、運送保険等損害保険契約に基づいて支払う保険料を整理する。
原子力損害賠償支援機構一般負担金	原子力損害賠償支援機構一般負担金	原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号）第39条第１項の規定によりその額が算出される負担金を整理する。

」に、